

新旧対照表

○ 農地の転用の許可(農地法第4条第1項)の審査基準

改正後	現行
<p>農地の転用に係る農地法第4条第1項の許可に当たっては、次の基準により審査する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上記のほか、次の各号に掲げる項目については、それぞれに定める要件に該当しなければ許可をすることができない。(個別基準)</p> <p>(1) 転用目的ごとの要件</p> <p>次に掲げる転用目的の区分に応じてそれぞれに定める要件に適合すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>営農型太陽光発電</u></p> <p><u>営農型太陽光発電を設置することを目的とする申請については、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和6年3月25日付け農林水産省農村振興局長)</u>により処理するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>農地の転用に係る農地法第4条第1項の許可に当たっては、次の基準により審査する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上記のほか、次の各号に掲げる項目については、それぞれに定める要件に該当しなければ許可をすることができない。(個別基準)</p> <p>(1) 転用目的ごとの要件</p> <p>次に掲げる転用目的の区分に応じてそれぞれに定める要件に適合すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備</u></p> <p><u>支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置することを目的とする申請については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長通知)</u>により処理するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>